**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川八番地二四しまぜんビル二Ｆ－Ｂ　株式会社Ｋｏｈａ

代表清算人　當山　孝祥

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

沖縄県那覇市泉崎二丁目二番七号ストークハイツ湖南二〇二　沖縄南海交通株式会社

代表清算人　豊見山征樹

**解散公告**

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

沖縄県那覇市曙三丁目一一番地一　沖縄県自転車商協同組合

清算人　上江洲　清

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和八年八月二十五日厚木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

神奈川県厚木市酒井三三一番地一　厚木市酒井土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　功雄

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和八年六月一日開催の臨時社員総会の決議並びに山梨県知事の認可により、令和八年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

山梨県中巨摩郡昭和町西条四三三〇番一　医療法人優聖会

清算人　五味　眞里

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年三月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

東京都江東区東陽二丁目三番三―六〇九号　医療法人社団滋北会

清算人　中島　京子

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年八月十九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

長野県上伊那郡南箕輪村五九三番地イ　宗教法人西光寺

清算人　内藤　真彦

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年八月五日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

香川県丸亀市川西町北一二九三番地の一　宗教法人修善寺

清算人　弁護士　和田　節代

**解散公告（第二回）**

当社は、平成十二年八月四日に大分地方裁判所の破産宣告により解散し、平成十六年四月二十七日に破産手続廃止決定が確定しましたが、残余財産清算のため、令和八年七月二十八日に大分地方裁判所（令和八年（ヒ）第四号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号　アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

**解散公告（第二回）**

当社は、平成十二年八月四日に大分地方裁判所の破産宣告により解散し、平成十六年四月二十七日に破産手続廃止決定が確定しましたが、残余財産清算のため、令和八年七月二十八日に大分地方裁判所（令和八年（ヒ）第四号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十四日

大分市今津留三丁目一五三番地　みのり産業株式会社

連絡先　大分市都町一―三―二二大分都町ビル五階５Ｆ－２号室みやけ法律事務所

清算人　弁護士　三宅　悠太

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市錦町鈴鹿八二番地、最後の住所福島県いわき市平泉崎字南集二二番地の二　被相続人　亡　堀内　隆浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

福島県いわき市平字大工町六番地の一二　相続財産清算人　弁護士　大谷　好信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県松戸市八ヶ崎三八六番地の八、最後の住所不明　被相続人　亡　吉田　スワ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

福島県双葉郡広野町広洋台一丁目一番地八九　相続財産清算人　司法書士　石名部　穣

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平字作町三丁目四番地一三、最後の住所福島県いわき市平字作町三丁目四番地の一三　被相続人　亡　箱崎　潮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

福島県いわき市自由ケ丘六一―一一　アビタシオンＳ二〇一　澤田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　澤田　智幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県筑西市下高田四九九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鷺谷　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

茨城県下妻市大園木二八三九番地一大建ビル二階　つくばね法律事務所

相続財産清算人　弁護士　関　健太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県取手市米ノ井七〇番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂本　正純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

茨城県取手市取手二丁目一〇番一五号ナガタニビル五階　取手駅前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大関　太朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県つくば市小野崎一一二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荒井　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十四日

茨城県つくば市千現二丁目一番六つくば研究支援センターＡ―六いなのべ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　稲野辺敬之

**第12期決算公告**

令和８年９月14日

福島県いわき市四倉町中島字助五郎50番地

**株式会社ＪＲとまとランドいわきファーム**

代表取締役　元木　寛

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 74,520 |
| | 固定資産 | 88,404 |
| | 合計 | 162,924 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 273,250 |
| | 固定負債 | 297 |
| | 株主資本 | △110,623 |
| | 資本金 | 51,100 |
| | 資本剰余金 | 49,000 |
| | （資本準備金） | (49,000) |
| | 利益剰余金 | △210,723 |
| | （その他利益剰余金） | (△210,723) |
| | （うち当期純利益） | (5,138) |
| | 合計 | 162,924 |